㊥

草加市監査委員告示第１号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第１９９条第７項の規定により実施した令和５年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和６年２月２２日付けで草加市長から通知があったため、同条第１４項及び草加市監査基準第１８条第１項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年２月２６日

草加市監査委員　中　村　幸　彦

草加市監査委員　関　　一　幸

監査の結果に関する報告（令和５年１２月２６日　草監第５２２号）

１　対象

社会福祉法人草加市社会福祉事業団

所管：健康福祉部（福祉政策課、長寿支援課、障がい福祉課）

２　監査結果及び措置状況

各指摘事項について、それぞれ次のとおり草加市社会福祉事業団において事務の見直し等措置の対応を行ったことを確認しました。

	指摘内容	措置状況
1	**支払手続について（草加市社会福祉事業団）** 支払手続において、支払時期の遅れがあるもの、年度をまたぐ支払について未払金等の計上が漏れているものが見受けられましたので、支払管理体制の見直しを行う等、支払漏れや遅延防止の徹底に努めてください。	支払手続に係る指摘事項については、監査講評後にその内容及び発生原因、並びに再発防止策について、事業団全職員に周知し、共有を図りました。 今後は、取引業者等相手方への発注期日、請求書の到達状況、経理担当者への請求書提出状況、支払期限及び支払状況が可視化できる「支払チェックリスト」を活用し、支払状況の確認を徹底することでチェック体制を強化し、支払漏れや遅延防止に努めてまいります。 特に、年度をまたぐおそれのある支払については、複数の目で確認するなどのダブルチェックを行い、発生年度内での処理を徹底するとともに、やむを得ない事情により支払日が年度をまたいでしまう場合には、未払金の計上を徹底します。
2	**国庫補助金等特別積立金にかかる計上について（草加市社会福祉事業団）** 国庫補助金等特別積立金について、残高及び取崩額が誤って計上されていますので、検証の上必要な処理を行ってください。また、決算報告書作成における組織内におけるチェック体制の見直しを図り、正確な書類の作成に努めてください。	国庫補助金等特別積立金にかかる指摘事項については、監査講評後にその内容及び発生原因、並びに再発防止策について、経理担当者に周知し、共有を図りました。 決算報告書における過年度修正については、顧問税理士に報告・相談を行い、修正仕分の経理処理を済ませております。具体的には、誤って計上していた国庫補助金等特別積立金をその他の特別収益に計上することで精算し、また、過年度における誤った減価償却額（国庫補助金等特別積立金取崩額）を訂正するため、その他の特別損失に計上することで精算をしました。 今後は、固定資産台帳のシステム入力後、当該台帳の帳票を印刷し、件名、取得価額、国庫補助金の積立額等が適正に処理されているか、ダブルチェックを徹底し、適正な事務手続に努めます。 また、決算報告書の作成時のチェック体制を強化するため、事業団内部の研修を実施する他、月次報告については、新たに取得した固定資産の報告を追加するとともに、内部監査の監査項目に国庫補助金等の附属明細書の項目を追加するなど見直しを図ってまいります。

3	**会計区分別管理口座における資金の取扱いについて** **（草加市社会福祉事業団）** 会計区分ごとに管理する預金口座について、区分間で資金の立替を行っており、事業別の預金口座と貸借対照表の現金預金における残高が不一致となっています。社会福祉法人会計基準や関係通知等に従い、年度内精算や区分間取引にかかる処理を含め、必要な手続について検討を行ってください。	会計区分別管理口座における資金の取扱いに係る指摘事項については、監査講評後にその内容及び発生原因、並びに再発防止策について、事業団全職員に周知し、共有を図りました。 過年度を含めました会計区分間の立替分につきましては、立て替えた金額を精査した上で、令和６年３月開催予定の理事会において、概要を説明し、立替金の補正予算についてご審議いただいた上で適正に処理してまいります。 また、今後につきましては、会計区分間において一時的に立替払いをした場合、立替金勘定で経理処理を確実に行い、翌月末までに立替金を精算することをルール化します。会計責任者への月次報告の際に、立替金を精算したことが分かるようサービス区分ごとの貸借対照表等の資料を添えて報告するなど、チェック体制の強化に努めてまいります。